

志賀直哉「清兵衛と瓢箪」考（下）

—ある瓢箪の〈旅〉の終わりに—

日本文学／教授 寺杣 雅人

はじめに

「志賀直哉『清兵衛と瓢箪』考（上）—テクストの変遷とある瓢箪の〈旅〉—」（以下、（上）とする）では、志賀直哉作品「清兵衛と瓢箪」が大正二年元日の「讀賣新聞」紙上に発表されてからの活字テクストの変遷を追った。初出後の「清兵衛と瓢箪」は、「大津順吉」（大正六年）、『夜の光』（大正七年）、「壽々」（大正十一年）という三つの作品集に収められているが、これら三本文は同じものではなく、それぞれ直近の先行本文を修訂することで生じた異同を含んでいた。その後およそ十五年間に刊行された「清兵衛と瓢箪」には本文の変容はみられなかつたが、改造社版『志賀直哉全集』第三巻（昭和十三年）所収の本文には、『夜の光』所収本文に対するまた新たな修訂が加えられていた。

「暗夜行路草稿」など、活字テクストとして発表される前のおびただしい下書き、創作メモ、未定稿等を残し、「作品として結実する前の執拗（しつよう）な嘗み」¹が注目されるこの著者のテクストは、そのためであろうか、「一旦活字になつたものの手直し、変更はきわめて少なかつたのではないか」といわれ、「作品」は見事に不動なのである^②。だが、それは正しくない。

大正二年についたん活字となつたこのテクストは、その二十五年後となる昭和十三年にいたるまで、都合四度も動いている。それは、究極のテクストをめざした「小説の神様」の、活字テクスト初出後の「執拗（しつよう）な嘗み」によるものであることは明らかである。著者は初出後四半世紀にわたつてこのテクスト

に関わり、修訂し続けているのである。それは「神様」という呼称をもつ著者の、あるいは意外な一面であつたかもしれない。

「志賀直哉『清兵衛と瓢箪』考（中）—瓢箪との出会いと「瓢箪」の形成—」は、大正二年元日の活字テクストが形成されるまでの水面下の様態をさぐろうとしたものであった。ここでは大正元年秋に尾道に移り住んだ著者の瓢箪との出会いと偉大な小説家たらんとする著者の祈りがこのテクストを形成していく点に注目した。

さて、小論はかつて尾道の町の片隅に実在した一つの瓢箪がどのような文学の〈旅〉にみちびかれていつたかを追究しようとするものであるが、その（下）となつた本稿では、再び水面に浮上して系統図の細部をおぎない、改めてテクストの変遷について考えてみたい。

一 「壽々」所収本文の後裔

—岩波文庫『小僧の神様』所収本文と『少年のための純文學選 小僧の神様』所収本文—

（上）では、次にしめす「清兵衛と瓢箪」の主要七本文について本文校異を行い、その結果から七本文の系統図を作成した。

1 「讀賣新聞」（大正二（一九一三）年一月一日）掲載初出本文

2

『大津順吉』（新潮社、大正六（一九一七）年六月）所収本文

3

『夜の光』（新潮社、大正七（一九一八）年一月）所収本文

4

『壽々』（改造社、大正十一（一九二二）年四月）所収本文

5

『志賀直哉全集』第三卷（改造社、昭和十三（一九三八）年二月）所収本文

6

『志賀直哉全集』第二卷（「新書判全集」、岩波書店、昭和三十（一九五五）年六月）所収本文

7

『志賀直哉全集』第二卷（岩波書店、平成十一（一九九九）年一月）所収本文

「清兵衛と瓢箪」の活字テクストは、1の初出本文を起点として、1から2、2から3、3から4へと著者の修訂によると考えられる先行本文との異同を発生させ、それを蓄積しながら展開している。4から十五年を経て刊行された5は、なぜか一番近い先行本文である4によらず、一つ遡った3を底本としてやはり新しい修訂を加えている。5の後に刊行された全集（6・7など）所収本文をはじめとする「清兵衛と瓢箪」の本文は、いずれもこの5を直接または間接の底本としており、この作品の活字テクストは、昭和十三年一月刊行の5においてようやく最終形に到達したと一応はいえるのである。⁽³⁾

ところで、3から5へと分岐した本文の流れはいわば現行テクストにいたる本流を形成しているが、一方3から4へと分岐した本文の流れも4で完全に消滅したわけではない。（上）の系統図では示すことができなかつたが、4を底本とする本文はわずかだが存在するのである。それは次の二本文である（以下、適宜それそれに付した記号（イニシャル）で二本文をあらわす）。

K 「小僧の神様他十篇」（岩波書店、昭和三（一九二八）年八月）所収本文

S 「少年のための純文學選 小僧の神様」（櫻井書店、昭和二十二（一九四七）年五月）所収本文

Kは昭和三年初刊の岩波文庫『小僧の神様 他十篇』所収の本文であり、⁽⁴⁾ Sは戦後の昭和二十二年になつて櫻井書店が出た年少者向けの叢書に収録された本文

である。この二本文は、Kは『壽々』（4）から六年、Sは二十五年を経ての刊行であるが、4の後に出了大半數の本文が4を閲知せず、また5の刊行後は5へとなびいていくなかで、4をまつすぐに受けためずらしい事例である。ただし、詳細にみると両者における4の受容度にはいくらかの相違がある。

またKを収録する岩波文庫『小僧の神様 他十篇』は現在もなお同じ表題で刊行されているが、その本文は二度動いている。Kがはじめに大きく動いたのは昭和十三年の「第十二刷」（これをK1とする）で、平成十四年の「改版第一刷」（これをK2とする）でもごく一部であるが語句が改められている。

K1 「小僧の神様 他十篇」（岩波書店、第十二刷、昭和十三（一九三八）年十一月）所収本文

K2 「小僧の神様 他十篇」（岩波書店、改版第一刷、平成十四（一〇〇二）年十月）所収本文

なお、後者の改版については奥付に明記されているが、前者は奥付に「昭和十三年十一月第十二刷発行」とあるばかりで、大きな本文の改変が行われているにもかかわらず、それが明示されていない。ただし、筆者所有の第十四刷（昭和十五年十月一日発行）の奥付には「昭和十三年十一月五日第十二刷改版発行」という記述がみえ、また菊判『志賀直哉全集』の「書誌」⁽⁵⁾にも次のようない説明がある。内容は明らかでないが「第十二刷改版」が捕捉されており、収録作品の変更などについても言及されている。

第十二刷改版以降、「謙作の追憶」は「赤西蠣太」とさしかえられ、「解説」は「あとがき」となり、三頁となる。

以上の四本文（K、K1、S、K2）について4の受容の実際を、5の後に刊行されたK1以下の三本文（K1、S、K2）については5のそれも合わせて確認しておきたい。

次の表は、（上）の「ある瓢箪の〈旅〉の実際」にある「表1 七本文の校異表」から、4で新出した七箇所の語句の異同と5で新出した八箇所の語句の異同につ

いて記した項目を抜き出し、その十五箇所の異同をK、K₁、S、K₂のそれぞれの本文がどのように受け容れているかをみたものである（（上）でしめした校異の方針および表記法による）。

(百分率は元の本文の新出異同数に対する当該本文での受容異同数の割合で、小数第一位を四捨五入している)

まずKについてみると、4において新出した七個の語句の異同がすべて受容されている。これは4に固有の遺伝情報をすべてKが受け容れているということであつて、Kが4を親として生まれているのは間違いない。ちなみに5の新異同をまったく受け容れられていないのはKが5に先行していることによるが、他にならつて数値を記入した。

K1が刊行される時点（昭和十三年十一月）ではすでに先行本文として4のみならず5も存在している。K1はいざれを親とすることも可能な位置にあるが、結局K1は5で新出した八個の語句の異同をすべて受容した本文に転じている。改造社の『壽々』所収本文である4に依拠したのが昭和三年八月のKであったが、昭和十三年二月になつて改造社から九巻本金集所収本文の5が出ると、間髪を入れず同年十一月にはそれに依拠したK1が生まれているのである。3から二つの本文の流れができたが、岩波文庫『小僧の神様他十篇』所収本文は、この時点でその一方の流れからもう一方の流れへと飛び移つたということになる。

たが、K1は4で生じた異同の受け容れをすべて取りやめているのではなく、4での新出異同も一箇所だけ残っている。それは3までの「瓢が」を「瓢箪が」としたもの（49）であるが、なぜなのか。これは後に考えてみることにする。

K1がK2となると、この「瓢箪か」も「瓢か」に戻り、4の影響下から脱することになる。完全に5の流れのなかに入ってしまうのである。岩波文庫『小僧の神様他十篇』所収の本文は、昭和三年のKから平成十四年のK2にいたる七十有余年の間に完全な4から完全な5への変身を遂げたのである。

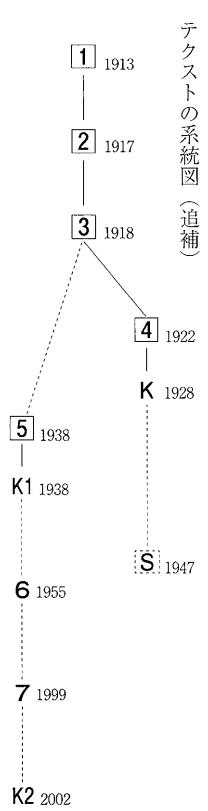
この校異表から、4と5の新出異同数とK、K₁、S、K₂の四本文における受容異同数を集計し、対比すると次のようになる。

元の本文		新出異同数		受容異同数	
【壽々】	(4)		K		S
『九巻本全集』	(5)	8	7	7 (100%)	K1
		0 (0%)	1 (14%)	5.5 (79%)	
		8 (100%)	0 (0%)	0 (0%)	K2

Kは、昭和二年から昭和十三年までの十年間は4の唯一の後裔であったのだが、昭和十三年になつて突然5に転じたことにより、それ以降しばらく4は絶えていた。昭和二十二年になつて出たSは5の多数派に入ることも可能であつたわけだが、なぜかそれをしていない。5で新出した異同をまったく受け容れず、4を受け容れているのである。だが、実は4での異同も全面的に受け容れているわけではない。4での新出異同数七個に対し受容異同数「5.5(79%)」個としたのは、表にしめしたように、1・2・3と「玄能で」であつた字句を4で「鉄槌で」としたのをまた「玄能で」ともとに戻し(77)、同じく3までは「玄能を」であつた字句を4で「小さい鉄槌を」としたのに対し、ここではまた「小さい玄能を」として4での「小さい」は受け容れながら「鉄槌」を「玄能」に戻している(62)からである。非受容数をかぞえるのに、前者を1個、後者を0.5個とし、合わせて1.5個としたのである。

この4での新出異同から一部を旧に復させ、新たに「小さい玄能を」という字句まで誕生させるという折衷案はどうのようにして生まれたのであらうか。これについても考えてみなければならない。

さて、(上)の「三ある瓢箪の〈旅〉の道程」で提示した「テクストの系統図」にK、K1、S、K2の本文としての位置を書き入れたのが次の図である。ただし、これは系統の大略をあらわしたものであり、たとえば、この図ではK1を5に属するように配しているが、述べたように一箇所「瓢箪が」(49)は4によつているなど、本文の位置を厳密に反映するものではない。



(本文の番号・符号を結ぶ実線は、先行の本文が後続の本文の直接の底本になつてゐることを示す。番号を□で囲んだ本文は、その作成に

Kは、昭和二年から昭和十三年までの十年間は4の唯一の後裔であったのだが、昭和十三年になつて突然5に転じたことにより、それ以降しばらく4は絶えていた。昭和二十二年になつて出たSは5の多数派に入ることも可能であつたわけだが、なぜかそれをしていない。5で新出した異同をまったく受け容れず、4を受け容れているのである。だが、実は4での異同も全面的に受け容れているわけではない。4での新出異同数七個に対し受容異同数「5.5(79%)」個としたのは、表にしめしたように、1・2・3と「玄能で」であつた字句を4で「鉄槌で」としたのをまた「玄能で」ともとに戻し(77)、同じく3までは「玄能を」であつた字句を4で「小さい鉄槌を」としたのに対し、ここではまた「小さい玄能を」として4での「小さい」は受け容れながら「鉄槌」を「玄能」に戻している(62)からである。非受容数をかぞえるのに、前者を1個、後者を0.5個とし、合わせて1.5個としたのである。

この4での新出異同から一部を旧に復させ、新たに「小さい玄能を」という字句まで誕生させるという折衷案はどうのようにして生まれたのであらうか。これについても考えてみなければならない。

さて、(上)の「三ある瓢箪の〈旅〉の道程」で提示した「テクストの系統図」にK、K1、S、K2の本文としての位置を書き入れたのが次の図である。ただし、これは系統の大略をあらわしたものであり、たとえば、この図ではK1を5に属するように配しているが、述べたように一箇所「瓢箪が」(49)は4によつているなど、本文の位置を厳密に反映するものではない。

しかし、「清兵衛と瓢箪」のテクストの変遷を追うならば、その変種として見逃せない一本文であろう。またローマ字表記であつても日本語本文であつて本文間の対照は可能であり、このローマ字書きの本文が先行本文とどのような近接性をもつてゐるかを明らかにできる。このRについても先行本文との関係を明らかにしておきたい。

本文間の近接性は、先行本文に新出した異同が後続本文にどれだけ受け容れられているかによつて測定することとする。まず、2の『大津順吉』所収本文で新出した異同のうち語句に關するものは七箇所(14・27・42・45・47・48・73。番号は(上)の「七本文の校異表」による。以下同じ)あるが、これはすべてRに受け容れられている。3の『夜の光』所収本文では十三箇所(1・5・6・11・16・18・35・51・52・53・58・63・65)の語句の異同が新出しているが、このうちRに受け容れられているのは、「清兵衛と」→「清兵衛と云ふ子供と」(Seibe to iu Kodomo to)(1)、「(浪花節と瓢箪とが此土地の流行である)」→「[な]」([な])」(51)、「母く」→「母に(Haha ni)」(58)の三箇所に過ぎない。

著者が直接関与したと推定されるもの。本文番号・符号の右の数字は、本文の刊行年を西暦であらわしている)

なお、著者が修訂を含めてその作成に関わったと考えられる本文、すなわちの著者の関与も否定できないからである。このことについても後述する。

3と5を実線で結ばず、点線としたのは、両者の間に3を受け容れた本文があり、5はそれらを親としている可能性があるからである。

一 土岐善磨編『ROOMAZIGAKI TANPEN-SYOOSSETUSYUU』所収本文

(上)では取り上げなかつたが、時間的にいえば3と4の間にあたる大正十年七月に特殊な表記の本文が刊行されている。それは、土岐善磨編『ROOMAZIGAKI TANPEN-SYOOSSETUSYUU』(新潮社)所収の‘Seibe to Hyōtan’(Rとする)であるが、この本文はローマ字書き(日本式)という表記の特殊性のためか、現行全集の書誌にも記載されていない。

しかし、「清兵衛と瓢箪」のテクストの変遷を追うならば、その変種として見逃せない一本文であろう。またローマ字表記であつても日本語本文であつて本文間の対照は可能であり、このローマ字書きの本文が先行本文とどのような近接性をもつてゐるかを明らかにことができる。このRについても先行本文との関係を明らかにしておきたい。

本文間の近接性は、先行本文に新出した異同が後続本文にどれだけ受け容れられているかによつて測定することとする。まず、2の『大津順吉』所収本文で新出した異同のうち語句に關するものは七箇所(14・27・42・45・47・48・73。番号は(上)の「七本文の校異表」による。以下同じ)あるが、これはすべてRに受け容れられている。3の『夜の光』所収本文では十三箇所(1・5・6・11・16・18・35・51・52・53・58・63・65)の語句の異同が新出しているが、このうちRに受け容れられているのは、「清兵衛と」→「清兵衛と云ふ子供と」(Seibe to iu Kodomo to)(1)、「(浪花節と瓢箪とが此土地の流行である)」→「[な]」([な])」(51)、「母く」→「母に(Haha ni)」(58)の三箇所に過ぎない。

これを表にしめすと、次のようになる。

元の本文	新出異同数	受容異同数
『大津順吉』(2)	7	7 (10%)
『夜の光』(3)	13	3 (23%)

(百分率は元の本文の新出異同数に対するRにおける受容異同数の割合で、小数第一位を四捨五入している)

ただし、2と3の一々の本文は、4と5のような対立的な関係はない。述べたように2で新出した七箇所の異同は、すべて3に受け容れられている。3の新出異同は3に固有のものだが、2の新出異同は2に固有の異同ではなく、3にも共有されるものとなっているのである。

それゆえ、2での新出異同数とRにおける受容異同数が一致するところでも、2に全面的に依拠した本文と「」とはできない。それは3から受容する「」もできるからである。

ただ、3で新出した十三個の語句の異同が三箇所しか受容されていないといふことは注意されねばならない。3での異同は固有の遺伝情報であり、2までの本文によつていたのでは受容できない内容であるものの、そのうちの十個が非受容となつてゐるのである。あえて採らなかつたというべきであろうか。これは1→2→3→4、あるいは1→2→3→5という本文の流れにおいて正確に蓄積されている異同の受容とは明らかに異なる。

また次に例をしめすように、ローマ字書きと/or/いう表記のために、先行本文にはない「？」や「-」などの符号が加わつたり、句読点がピリオドやカンマとなるのは当然としても、読点が消失していたり、一行アケや改行をなくしてしまつたりしているところもある。⁽²⁾

さらに、先行本文にはある「駄菓子やでも」が脱落していたり、「えつと」を「ette」としたり、一箇所であるが「瓢箪」を「Hyo」と誤つたところもある。先行本文を重んじつつ忠実に再現するという姿勢が明らかに欠如している。

そういう点からすると、3の新出異同を受容した三箇所も不注意によつて2を

頁・行	先行本文 (本文番号)	
247 5	「ちよつと、見せてつかわしえな」(1) 「ちよつと、見せてつかあせえな」(2) 「ちよつと、見せてつかあせえな」(3)	"Tyotto misete tukaase"
247 8	「れ何んばかりな」(1) 「れ何んばかりな」(2) 「れ何んばかりな」(3)	"Kore nanbo kai na?"

(頁・行は、現行全集(7)で当該字句のある箇所をしめす)

適切に受け容れられず、一文の見落とし(51)や一字の助詞の交替(58)などが発生し、その結果3での新出異同と偶然に一致した可能性もやゝい。

ただし、残る一箇所は2までの「清兵衛と」を「清兵衛と云ふ子供と」(1)とした3での異同を「Seibē to iu Kodomo to」と受け容れており、これは3による必要がある。

以上を総合すると、Rは冒頭部においてのみ3に依拠したが、後はすべて2によつて形成された可能性もでてくるのであるが、いずれにせよ、Rにどうでもとも緊密な関係にあつた本文は2であるといふことになる。

ちなみに、(上)の「七本文の校異表」では、著者の関与の有無について確實な情報を得にくいために考慮しなかつたが、ルビのあり方も本文の近接度を測るための有効な材料を提供してくれる。たとえば、「古瓢」(1)、「古瓢」(2)、「古瓢」(3)をRでは「Huru-byō」としているのは、Rが1や3ではなく、2によつていることを示唆している。「玄能で破つて了つた」(1)、「玄能で破つて了つた」(2)、「玄能で破つて了つた」(3)をRでは「Genno de yabutte simatta」ムードによるものRが2をめどにしてゐる一つの証左となる。

瓢箪を乗せたテクストの〈旅〉の途上に、かなり恣意的に先行本文を受け容れてはいるが、ローマ字書きの一変種が出現しているのである。

三 『壽々』での修訂と『少年のための純文學選 小僧の神様』所収本文

「清兵衛と瓢箪」に関する本文の系統図の大きな特徴は、3から4と5への分岐があることであろう。ここでこのことの意味について考えてみよう。

もともと、系統図における分岐そのものは、とくに珍しいものではない。一つの本文が複数の人の手で書き写される古い時代にあっては、それはむしろありふれた現象であったであろう。

筆者がこの分岐に注目するのは、これが著者自身によつて引き起^こされていると考えられるからである。つまり、著者自身が3に対する修訂を一度行つてゐるということであり、それは、はじめの修訂を生かすことなく同じ本文に著者が一度目の修訂を行つたということを意味している。

なぜこのようなことが生じたのだろうか。ある特定の字句を一度修訂し、次の修訂の機会にそれを撤回してはじめの字句を復元するということはあるかもしない。が、4において行われている修訂は七箇所にもおよんでいる。⁽⁸⁾ 5において七箇所の語句の修訂をすべて撤回し、修訂前の本文に戻つてはじめからやり直す必要があるだろうか。

字句の修訂は1、2、3そして4と累積されてきていた。「清兵衛と瓢箪」というテクストはその理想型に向かつて大正二年（初出）、大正六年（2における修訂）、大正七年（3における修訂）、大正十一年（4における修訂）と歩を進めてきていたのである。

4で新出した異同がミスなどによつて発生した偶發的なものならば話は別である。後戻りは当然であろう。が、4で出現した異同は明らかに著者自身の意思によるものであると考えられる。

その理由としては、まず第一に、これらは「玄能で」を「鉄槌で」とする（77）などの語句の異同であるということがあげられる。語句（表現）への手入れは通常著者ならぬ余人にはなしがたい行為である。また著者の日記にも4の刊行に際して収録本文の修訂を行つたことが認められている。⁽⁹⁾

さらにいえば、これらが等価な語句の主観的な入れ替えなどでなく、修訂すべき字句の修訂、つまり究極のテクストに向かう一步であつたと考えられる点であ

る。その底に著者の意思がはつきりとみえるのである。

たとえば、「瓢が」を「瓢箪が」と直したところ（49）についていえば、このテクストでは「瓢」と「瓢箪」は基本的に使い分けられており、「瓢箪」は語り手の言葉として、地の文において「これは清兵衛と云ふ子供と瓢箪との話である」「だから其の瓢箪の行方に就ては誰も知る者がなかつたのである」などのように都合二十七回も使用されている。「瓢」は3では全体で七回使用されているが、そのうちの五回は、「立派な瓢ぢや」「子供の癖に瓢いぢりなぞをしをつて……」などのように登場人物の会話文中にあらわれる。「彼はそれから、その瓢が離せなくなつた」という当該箇所は、地の文であるにもかかわらず「瓢箪」ではなく「瓢」が使われた箇所であった。⁽¹⁰⁾ 4ではそれを「彼はそれから、その瓢箪が離せなくなつた」と改めたのである。

岩波文庫において本文がKからK1に転じたとき、つまり4の修訂を受けたテクストから5の修訂を受けたテクストに転じたとき、4での修訂がこの箇所だけ残つたのは、やはりこのような点を了解した上での判断があつたからではなかろうか。次に「それを」を「浪花節を」としたところ（54）についてみよう。それは、3においては、次のように書かれていたところであった。

此教員は武士道を云ふ事の好きな男で、雲右衛門が來れば、いつもは通りぬけるさへ恐れてゐる新地の芝居小屋に四日の興行を三日聴きに行く位だから、生徒が運動場でそれを唄ふ事にはそれ程怒らなかつたが……（傍線引用者）

ここで「それ」が何をさしているかを具体的に指摘することは難しいだろう。「武士道」は曲の主題ではありえても「唄ふ」には繋がりにくく、「雲右衛門」としても「雲右衛門を唄ふ」は換喻となるから、「それ」で代用するのは困難であろう。また換喻として機能したところで、生徒が運動場で唄う内容を桃中軒雲右衛門のレパートリーに限定することもできないのではないか。やはりここは広く「浪花節を」とすべきところであり、そのようなことに著者が心づいたための修訂があつたと考えられる。さらに「玄能を」を「小さい鉄槌を」と修訂したところ（62）は、3の本文では次のようになつていた。

清兵衛の父は不圖柱の瓢箪に氣がつくと、玄能を持つて来てそれを一つく

割つて了つた。(傍線引用者)

この場合の「それ」は、明らかに「瓢箪」であり、詳くいえば「柱の瓢箪」で、それを「一つく」破碎したことになる。問題はその道具である。「玄能」(玄翁)とは「鉄・石などを碎くのに使う大形のかなづち」(学研漢和大字典)である。そのまま読めば、その「玄能」で「柱の瓢箪」を割つたことになるだろう。柱にかかつた十数個の小さな瓢箪に対し「大形のかなづち」を振るうというのは現実的でない。家屋の取り壊しをするというのではないから、この場合は「小さい鉄槌」が妥当であろう。

この一文では、柱の瓢箪を移動させたということを省筆しているとみる向きがあるかもしれないが、それはやや困難で、著者自身その困難を感じたための修訂であつたのだろう。取り合せの妙をすべて、表現の合理性をとつたのではないか。⁽¹²⁾ 「清兵衛と瓢箪」の影響下に書かれたといわれる横光利一の「笑はれた子」では、鴨居にかかつていただ仮面が「引きずり降ろ」された後、鉛で二つに割られているのが思い合わせられる。⁽¹³⁾

以上のようにみてくると、4における新出異同には後続のテクストが受容しなければならない遺伝情報が含まれていたと解ねばならなくなる。とすると、3から4と5への分岐、すなわち5が4によらず、3をもとに形成されていることは大いに疑問となるのである。

4は大正十一年四月の刊行、5は昭和十三年二月の刊行であり、その間には十六年の時間経過がある。その長さがあるいは、最終的に修訂を行つた本文を取り出しがたくし、依拠すべき本文を誤つてしまつたのかもしれない。ただし、4における修訂の正当性は、4というテクストに内包されている。述べたようにKが5の流れに移つたとき、4での修訂を一つ(「瓢箪が」(49))だけ残したK1が生まれた。そこには著者の関与はなかつたかもしれないが、そのようなK1を誕生させたのは、4での修訂の正当性であろう。

またSにおいて出現した「小さい玄能」という折衷形も、語句の異同と同じく、通常著者によつて生み出されるものであり、その出現には少なくとも著者の同意が必要であろう。それゆえ、このテクストに著者の最終的な関与があつた可能性

もあるが、そうでないとしてもこの折衷形の出現には瓢箪を破碎する道具が小さいことの妥当性と4での修訂の正当性が作用しているように思われる。

四 誤謬の継承

大正二(一九一三)年の「讀賣新聞」で活字となつた「清兵衛と瓢箪」のテクストは、その後連綿と引き継がれて平成十一(一九九九)年一月に刊行された最新の『志賀直哉全集』第三巻所収本文(7)にいたつてゐる。「清兵衛と瓢箪」は初出後、本文の刊行が重なつて誤りが正され、次第に修訂が加えられていつた。それは、本文が究極に向かって上昇していくという属性をもつことを示してゐるであろう。

一方、「清兵衛と瓢箪」のテクストには、3から4および5への分岐のよう、著者の修訂、つまり受容すべき遺伝情報を後続本文が漏らしているという側面もある。また、3で生じた「賣らんといつて」(46)のような灰雜物を混入させてしまうこともある。それを灰雜物と認識できない場合は、それもまた遺伝情報となり、正確で忠実な受容が誤謬を継承していくことになつてしまふのである。

一般にテクストには、このような、いわば究極のテクストへの上昇とそれからの下降という相反する二つの力が働いてゐる。初出後、八十有余年を経て刊行された現行の全集所収本文(7)は、どの程度下降性を克服して究極へと上昇しているだろうか。

残念ながら、すでに(上)で指摘したところであるが、この7においても新しい夾雜物を発生させてゐる。後の方の行アケを消失させてゐるのである(74)。そればかりではない。実は、(上)では見落としていたために「七本文の校異表」にはないが、初出1で「小供ぢやけえ 瓢いふたら、かう云ふんでなかにや氣に入らんもんと見えるけのう」とあつた客の言葉は、2ではこの「瓢いふたら」が「瓢いうたら」と誤られ、それが3にも踏襲される。その後の異同も含めて校異表を作成すると、次のようになる(通し番号は仮に0としておく)。

No.	頁・行	1	2	3	4	K	5	K1	S	6	7	K2	異同箇所
0	245	瓢いふたら	(2)	2	3	4							
	16		2	1	1	1	1	1	1	2	2	2	

4では修訂されて「瓢いふたら」に戻り、これがKに受け継がれ、5でも、こ

れは3をもとにしているが、誤りに気づいてやはり「瓢いふたら」と修訂している。さらに5を受けたK1でも4を受けたSでも「瓢いふたら」が維持されている。

ところが、5を受けたはずの6では、なぜか再び「瓢いうたら」と誤り、驚くべきことに最新全集の本文である7も無批判にそれを引き継いでいるのである。

6は昭和三十一年六月に刊行された「新書判全集」所収の本文である。あるいは、改められた仮名遣いの影響があるのかもしれない。⁽¹⁵⁾ちなみに、K2で「瓢いうたら」とあるのは、表記が現代仮名遣いであるためで、誤りではない。

また別の場面では、大きく奇抜な形の瓢箪を薦める客に、清兵衛は「かういふんがエ、んぢや」と告げている。清兵衛の好む瓢箪は反対に平凡な格好をしたものがエ、んぢや」と告げている。清兵衛の好む瓢箪は反対に平凡な格好をしたものであった。この「かういふんが」も初出の1から2までは動かないが、3では「かういふが」と変化している。「ん」がなくなっているのである。⁽¹⁶⁾

実は筆者は（上）の時点では、これを修訂とみていた。それは、3で動いた後、「かういふが」がその後のすべての本文に引き継がれているからであった。

No.	頁・行	1	2	3	4	K	5	K1	S	6	7	K2	異同箇所
35	246 ・ 6	かふいふんが	1	③	3	3	3	K1	S	6	7	K2	異同箇所
			3	3	3	3	3		7	K2			
			3	3	3	3	3		かういふが				

しかし、本文中には、先にあげた箇所であるが、「瓢いふたら、かう云ふんでなかにや氣に入らんもんと見えるけのう」という客の発言もみえ、ここでは「かう云ふんで」と「ん」のある形が使われている。「ん」が瓢箪の代替であるならば、「ん」は欠かせないであろう。清兵衛の言葉も「かういふが」ではなく、「かういふんが」であるべきであったと考えられる。⁽¹⁷⁾なお、「かう云ふんで」は、1からK2にいたるまで変わっていない（現代仮名遣いのK2では「こういうんで」）。

ちなみに、3ではこれと同様に異同の生じた会話文がある。それは、「売らん」といて」を「売らんといつて」としたものである。これは文脈から「売らないでいて」でなければならないから「売らんといつて」は明らかに誤りである。しかし、次にしめすように、4にもKにも踏襲されている。

正誤を判断しにくい字句であれば、あるいは5でも修訂されず、そのまま現在

にいたっているかもしれない。

No.	頁・行	1	2	3	4	K	5	K1	S	6	7	K2	異同箇所
46	247 ・ 10	売らんといつて	1	2	3	4	5	K1	S	6	7	K2	異同箇所
			1	③	3	3	3		1	1	1	1	売らんといつて
			1	1	1	1	1		1	1	1	1	

以上、最新全集所収本文の問題点をあげた。それは、①「瓢いうたら」（0）、②「かういふが」（35）、③行アケの消失（74）の三点である。

また4での正当な修訂が受容されていないという点では、「その瓢が」（49）、「それを」（54）、「玄能を」（62）、「玄能で」（77）なども問題なしとはできないところであろう。

なお、K2は現代仮名遣いとなっているが、骨董屋の言葉をあらわした「五円じやとても離し得やしえんのう」で、「しえんのう」の部分は旧仮名遣いのままとなつていて。現代仮名遣いならば、「しえんのう」であろう。

五 遺伝情報としての本文の字句

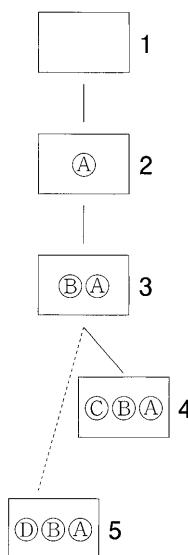
通常ある本文を底本として別の本文が形成される場合、何の力もそこに加わらないならば、元の本文の全体が遺伝情報となつて次の本文に受け継がれることになる。が、実際は何らかの力が加わって変異、つまり字句の異同が生じる。遺伝情報の一部に入れ替わるのである。

そうすると、この変異の生じた遺伝情報はその本文に固有の新しい遺伝情報となるから、後続の本文がそれをもつかもたないかで、本文間の近接度、いわば親子関係の密度を知ることができるということになる。

「清兵衛と瓢箪」の1から5までの五本文では、述べたように1→2→3→4という本文の流れと1→2→3→5という本文の流れができる。語句に関していえば、2の七箇所、3の十三箇所、4の七箇所、5の八箇所に発生した異同は、二つの流れでそれぞれ正確に受容され、蓄積されている。たとえば、2および3

で発生した合わせて二十箇所の異同は**4**にも**5**にも受け容れられ、両本文の共有の遺伝情報となつてしているのである。

2・3・4・5で生じたこれらの異同を順にⒶ、Ⓑ、Ⓒ、Ⓓとするとき、この異同の伝達と受容の概要は（上）でしめした本文の系統図に準じ、次のように図示することができるだろう。



そもそも本文の系統を特定する根拠は、本文のもつ字句の授受、すなわち遺伝情報の授受のあり方にある。たとえば、**1**が**2**の親であることは、**2**にとつての先行本文は初出の**1**しかないという外的状況からも判断しうるが、もつと本質的な根拠は、つまり本文の内容からいえば、**1**の遺伝情報がほぼそのまま**2**に伝わっていることによつている。この段階では、**1**のもつ字句はすべてほかにはない固有の遺伝情報といつうことができるが、その多くが**2**のなかに含まれていることが**1**が**2**の親であることを明かしてゐるのである。

2から**3**への繋がりは、**1**から**2**へと伝えられてきた多くの遺伝情報が**3**にも

伝わつてゐるといつう点がまず基本的な判断材料となるが、**3**の親が**1**ではなく**2**であるとする根拠は、**3**の中に**2**で出現した固有の遺伝情報であるⒶが伝えられている点にある。それは**2**に先立つ本文である**1**を親としたのではなしえないのである。

3から**4**へ、あるいは**3**から**5**へも同様である。**4**も**5**も**3**のもつ多くの遺伝情報を受け継いでおり、そこには**1**や**2**の本文のもつ遺伝情報とも共通するものが含まれているが、**3**を**4**と**5**の親とするのは、**4**も**5**もともに**3**のもつ固有の遺伝情報であるⒷを受け継いでいるからである。また、**5**にとっては**4**が直近の先行本文であるにもかかわらず、**5**が**4**を親として生まれていなることは、**4**で

新出した固有の遺伝情報であるⒸを何一つもつていないからである。**3**において本文は**4**への流れと**5**への流れの二つに分岐しているとの判断もここから出でるのである。**4**と**5**はそれぞれの本文でⒸとⒹという新たな変異、つまり固有の遺伝情報を加え、それを含めたそれぞれの遺伝情報を後続の本文に伝えていくことになる。

本文間で字句が授受されていくなかで、まつたく変異の生じなかつた字句といふのは、当然のことだが、初出の**1**の遺伝情報がそのままの形で伝えられているということになる。たとえば**4**の本文でいえば、ⒶⒷⒸを除く部分が**1**から**2**・**3**の本文を通して伝えられてきた遺伝情報であり、**1**・**2**・**3**・**4**の四本文の共有する遺伝情報といつうことができる。**5**の本文でいえば、ⒶⒷⒹを除く部分が**1**・**2**・**3**・**5**の四本文の共有する遺伝情報である。そして言うまでもなく、すべての本文が共有する遺伝情報は、変異の様態を記載する校異表には現れないとことになる。

結び

述べてきたように、テクストを構成する字句は、後続のテクストに対する遺伝情報である。したがつて、テクストの変遷とは、テクスト間における遺伝情報の授受の経緯であり、それを明らかにすることではじめてテクストの系統図を描くことができる。

テクスト間で行われる遺伝情報の授受は、一方できわめて正確に行われると同時に、他方では時としてそこに不正確さ（誤り）を侵入させてしまつといつう危険な一面をもつ。志賀直哉「清兵衛と瓢箪」も、見てきたように、当初は著者による修訂が、つまり新たな変異としての遺伝情報がテクスト間できわめて正確に伝えられ、蓄積してきた。ところが、遺伝情報の授受に混乱が生じ、テクストは二つの系統に分裂してしまつたのである。

最新の『志賀直哉全集』（7）に収録されている「清兵衛と瓢箪」も、それは読者の最も信頼をおく本文であるのだが、この二つの流れの一方に属するものでしかなく、著者の「執拗な嘗み」の成果をすべて伝えているわけではない。加えて、

この最新全集収録本文さえテクストの究極への志向に反する夾雜物を新たに含み込んでいることは指摘したとおりである。

この二つの本文の流れは、いつか合流することがあるだろうか。著者が没してすでに三十年余りが経過している。著者にこの二つの流れを一つにすることはできない。

しかし、著者が残した4と5での修訂は、いずれも「清兵衛と瓢箪」のテクストの究極をめざしたものであつただろう。その究極に向かう著者の意思是、それぞれのテクストにいまなお伏在しているのではなかろうか。K1における4の残存やSでの折衷形の出現に働いたのも、この究極への意思であつたかもしれない。そうであるとすれば、テクストに伏在する究極への著者の意思是、テクストの意思ともいえよう。いつの日か「清兵衛と瓢箪」における二つの本文の流れをひとつにするものがあるとすれば、それはこのテクストの意思であろう。

ある一つの瓢箪のテクストの〈旅〉を追跡し、「清兵衛と瓢箪」には多数の変種が存在することを確認した。言うまでもなく、これらの変種の初発は、大正二年元日の「讀賣新聞」紙上にあらわれた「清兵衛と瓢箪」である。この初出本文をさらに遡っていくと、大正元年秋に尾道市土堂町の棟割長屋で著者の認める自筆草稿に出会い、瀬戸内海を渡る船で語られる瓢箪の話を聞くことになる。そして最後にそれらすべての原初の一点として、私たちは大正元年秋の尾道の町で、とある商家の店先に小さな一個の瓢箪が吊されているのを見るのである。⁽²⁰⁾

注

(1) 紅野敏郎「志賀直吉」(『朝日新聞』、昭和六十一(一九八六)年十二月五日付)

(2) 高橋英夫「『草稿暗夜行路』跋渉の夢」(『志賀直哉全集』補巻五(月報5)、平成

十四(二〇〇二)年二月)

(3) これ以降の本文にはルビや表記以外の新出異同はみられないが、『少年のための純文

學選小僧の神様』所収本文(S)にあらわれた「小さい玄能」という折衷形の作成などに著者が何らかの形で関与した可能性がある。注(14)参照。

(4) この本文は、(上)の注(6)では(e)として提示している。

(5) 『志賀直哉全集』第十四巻(昭和四十九(一九七四)年八月)

(6) 『志賀直哉全集』(日本文學大全集5、改造社、昭和六(一九三二)年六月)所収本文や『矢島柳堂』(志賀直哉全集第一巻、改造社、昭和七(一九三二)年二月)所収本文がある。

(7) 前後二箇所の一行アケがなく、「ちよつと、見せてつかあせえな」(7の247頁5行目)にあたる一文が改行されずに書かれている。

(8) 「エライ」→「なし」(36)は修訂ではなく、脱落である可能性もある。

(9) 著者の大正十一年三月の日記から、「壽々」の校正始る、四十八頁まで見る」(十五日)、「壽々」六四頁まで校正する」(十六日)、「校正」(二十三日)、「校正」(二十四日)、「校正總て午前中に済む、再校の一部を餘ますのみになる」(二十七日)などの記事をひろうことができる。ちなみに、「清兵衛と瓢箪」は「壽々」の八十一頁(九十頁)に収録されている。

(10) 「清兵衛と瓢箪」の本文の引用は、断りのない場合はすべて『志賀直哉全集』(7)による。ルビは省略した。

(11) 会話文での「瓢箪」の使用は一例あり、「此春の品評會に参考品で出ちよつた馬琴の瓢箪と云ふ奴は素晴らしいもんぢやつたなう」という清兵衛の父の発言中に見える。この場合は、参考品のタイトルが父の言葉に反映したものと思われる。また地の文で「瓢」が使われているもう一例は、

馬琴の瓢と云ふのは其時の評判な物ではあつたが、……

というところであるが、これは逆に語り手が登場人物たちの言い回しに倣つたものと考えられる。原則として地の文で「瓢箪」、会話文では「瓢」と使い分けられているといえよう。

なお、地の文では、このほかに「古瓢」と「愛瓢」が各一例みえる。

(12) 小さな瓢箪と圧倒的な力でそれを破碎する玄能の対照は、読者に強い印象を与えるであろう。「玄能」を「小さい鉄槌」と変えることはその対照の効果をいくぶん減じることになる。

(13) 横光利一「笑はれた子」(原題「面」、大正十一年五月)では、初出本文においても、吉は假面を引き降ろすと、鉛を振るつてその場でそれを二つに割つた。

とあり、仮面はいったん鴨居から「引き降ろ」された後、鉛で二つに割られている。(4) Sにおける「小さい玄能」という折衷形の誕生に著者の意が働いている可能性があ

るとする理由は、一つにはこの当時の著者のテクストを取り巻く環境にある。たとえば、「清兵衛とひょうたん」を収録する『日曜日』（小学館、昭和二十三（一九四八）年五月）の「あとがき」に次のように書かれている。

この本の「かなづかい」には、みんなの教科書の「かなづかい」をつかつてあります。これは、先生におねがいして、とくに、そうさせていただいたのです。

ここには仮名遣いにおいてさえ著者の意を十分に尊重しようとする周囲の配慮がみえる。

また、「老人」（志賀直哉自選短篇集上、細川書店、昭和二十三（一九四八）年六月）に挿まれた正誤表では、「清兵衛と瓢箪」の本文に関して、「と云はれた。」（誤）→「と云はれた。」（正）、「時々（誤）→「時々」（正）という訂正がなされている。ルビの打ち方やその有無についてもはつきりと正誤を分別する底本が存在し、それを重視しようとする姿勢があつたことが窺われる。

（15）現代仮名遣いの公布（昭和二十一（一九四六）年十一月十六日付、内閣告示第

三十三号）とその浸透がこの「瓢いうたら」の背景にあるのかもしれない。

（16）（上）の「七本文の校異表」では修訂として数えている。

（17）拙稿「清兵衛と瓢箪」の会話文「尾道からの検証」（『尾道大学日本文学論叢』第三号、平成十九（二〇〇七）年十二月）でやや詳しく述べている。

（18）角川文庫『城の崎にて』（昭和五十六（一九八一）年五月、改版二十四版）所収本文でも新潮文庫『清兵衛と瓢箪 綱走まで』（平成十六（二〇〇四）年二月、六十二刷）でも「離し得やしえんのう」と正しく現代仮名遣いに移されている。

（19）志賀直哉が尾道市土堂町の棟割長屋でしたためた自筆草稿（『暗夜行路草稿』）は、現在日本近代文学館に所蔵されている。その「発見」や大正元年の尾道市から現在の東京都墨田区駒場にいたる移動と保管の経緯については拙稿「志賀直哉と尾道」（『尾道の芸術文化』（尾道大学地域総合センター叢書1）所収、平成十九（二〇〇七）年十月）の「『暗夜行路』草稿の発見」および「六 転居十八回」の節で触れている。

（20）郷里が尾道に近く、「子供のときへうたんに夢中になつてゐたことがある」という井伏鱒二は、この地の瓢箪ブームは「三年間か三年半の間のこと」（『井伏鱒二自選全集』

第十二卷（新潮社、昭和六十一（一九八六）年九月、三九二頁）で、志賀直哉が尾

道にやつてきた大正元年、すなわち明治「四十五年には終焉を告げた」と言つてゐる（『HYOTAN』、『新潮』第七十六卷第二号、昭和五十四（一九七九）年二月）。だが、志賀直哉の大正元年秋の日記ともみられる「暗夜行路草稿4」では、大正元年（一九一〇年）の「ヒヨーダン品評會の廣告」を見ているから、大正元年秋には少なくとも四国の一帯においても瓢箪が流行していたようである。

また、井伏鱒二は「清兵衛と瓢箪」の原話となる出来事について、実体験をふまえてゐる。また、尾道から海を渡つて松山を訪れていた十一月十三日の頃でも「一等五十圓」の「ヒヨーダン品評會の廣告」を見ているから、大正元年秋には少なくとも四国の一帯においても瓢箪が流行していたようである。

清兵衛のモデルがHYOTANに凝りすぎて、学校の先生から秘蔵のHYOTANを取上げられたのは、HYOTANの流行が瀕漫の頂点にあつたと思はれる明治四十二年頃であつたらう。（『HYOTAN』）

実は「船の客の世話を焼く男」が船客に伝えた「清兵衛と瓢箪」の原話を記すのも「暗夜行路草稿4」で、それによると、この話は直哉が四国に渡る大正元年十一月十二日に漏れ聞いたものである。そして船上の語り手がこの話の最後に「ツイ先日の事です」と付け加えているのに注意したい。「ツイ先日の事」ならば原話となつたのは大正元年十一月十二日に近接する日の出来事となろう。この物語の源基としての小さな一個の瓢箪は、瓢箪が流行していた「大正元年秋」の尾道に存在したものであると考えるのは如上の理由による。